

「第4期消費者基本計画(案)」に関する意見

(別紙様式)

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差 し支えない範囲で 御記入く ださい。)	意見						
			計画(案)対象箇所 (ブルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)		
			ページ 番号	行 番号	章	項目			
1	藤井克裕	特定非営 利活動法 人消費 者支援機 構関西 理事長	2		第1章	2	—	—	消費者団体訴訟制度の創設は、消費者行政の画期をなす出来事である。以下を追加記述すべきである。「消費者団体訴訟制度の創設。国民生活審議会『21世紀型消費者政策の在り方』答申を受けて、消費者団体訴訟制度の設計議論が始まり、消費者契約法の改正により差止請求権を民間団体に付与するという新たな法制度を設けた。」
2	藤井克裕	特定非営 利活動法 人消費 者支援機 構関西 理事長	9	28	第2章	3		①	一般的・平均的消費者が一時的に脆弱な消費者となりうるとの分析に賛成である。これら一時的な脆弱さを踏まえた立法措置（消費者契約法の不当勧誘行為による取り消し範囲の拡大）の検討が必要である。
3	藤井克裕	特定非営 利活動法 人消費 者支援機 構関西 理事長	20	1	第4章		(4)	—	国会の付帯決議や消費者委員会の建議により法令整備が求められている分野、現在審議会等において立法措置が検討されている分野について、法整備の計画を明記すべきである。例えば、現在「消費者契約に関する検討会」において議論されている以下の事項等。(1)消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用した勧誘(いわゆる「つけ込み型」勧誘)に関する取消権等の規律について。(2)「平均的な損害の額」(法第9条第1号)に関する消費者の立証負担を軽減するための規律について。(3)契約条項の事前開示及び消費者に対する情報提供に関する規律について。(4)オンライン取引における利用規約の透明性・公正性の確保その他の消費者保護に関する規律について等。

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差 し支えない 範囲で 御記入く ださい。)	意見						
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)		
			ページ 番号	行 番号	章	項目			
4	藤井克裕	特定非営 利活動法 人消費 者支援機 構関西 理事長	20		第4章		(4)	—	特定適格消費者団体・適格消費者団体の活動を活性化させるために、各種の法改正、見直しを第4期計画に明記すべきである。特定適格消費者団体・適格消費者団体（以下、適格消費者団体等という）の活動を規律する消費者契約法、消費者裁判特例法の改正を計画案に盛り込むべきである。差止請求事案における約款・資料の請求権の明示、被害回復制度におけるゼロ段階（一段階目の共通義務確認訴訟に入る前の段階）での解決メニュー、被害回復制度におけるゼロ段階（一段階目の共通義務確認訴訟に入る前の段階）解決時の特定適格消費者団体への補償の在り方など制度の改善が必要となっている。この間の適格消費者団体等の活動経験から改正が必要な項目を洗い出し、今期計画期間内に法改正を図るべきである。
5	藤井克裕	特定非営 利活動法 人消費 者支援機 構関西 理事長	20		第4章		(4)	—	特定適格消費者団体・適格消費者団体の活動を活性化させるために、各種の法改正、見直しを第4期計画に明記すべきである。差止請求の対象法令の範囲を拡大させることを念頭に、明文規定で借地借家法、利息制限法など拡大することを検討すべきである。
6	藤井克裕	特定非営 利活動法 人消費 者支援機 構関西 理事長	20		第4章		(4)	—	特定適格消費者団体・適格消費者団体の活動を活性化させるために、各種の法改正、見直しを第4期計画に明記すべきである。消費者契約法、特定商取引法、預託法の改正を図るべきである。電子消費者契約法はそのガイドラインの見直しを含めて法改正を検討すべきである。
7	藤井克裕	特定非営 利活動法 人消費 者支援機 構関西 理事長	23	37	第5章	1	(2)		消費者取引に関する重要かつ喫緊の課題である①定期購入、②情報商材、③預託商法等については、問題を明示し、どのようなスケジュールで対策を行うか具体的に記載すべきである。

意見 No.	氏名 ・ 法人名	職業(差し支えない範囲で御記入ください。)	意見						
			計画(案)対象箇所 (プルダウンリストから選択してください。)				意見 (複数の箇所に御意見のある場合などは分けて記載いただき、1行につき1意見を記載してください。)		
			ページ 番号	行 番号	章	項目			
8	藤井克裕	特定非営利活動法人 消費者支援機構 関西理事長	29	35	第5章	1	(4)	—	消費者被害の救済、未然防止、拡大防止と公正な市場の実現のために、特定適格消費者団体・適格消費者団体の活動が活性化するように支援する仕組みを整備すべきである。特定適格消費者団体・適格消費者団体（以下、適格消費者団体等という）の活動支援について、計画案は、適格消費者団体等の「団体相互の情報共有等に関する支援」と「団体を支援する民間基金の周知・広報を継続して進める」の2点しか記述していない。これは、現行以上に何もしないことに等しい。適格消費者団体等の設立の支援とともに、適格消費者団体等の活動をどう支援するかの方策を検討すべきである。とりわけ、適格消費者団体等への財政的な支援の仕組みを整備すべきである。消費者庁及び消費者委員会設置法の附則・附帯決議や改正消費者契約法の附帯決議にも位置付けられており、その具体化を第4期計画に明記すべきである。
9	藤井克裕	特定非営利活動法人 消費者支援機構 関西理事長	29	35	第5章	1	(4)	—	消費者被害の救済、未然防止、拡大防止と公正な市場の実現のために、特定適格消費者団体・適格消費者団体の活動が活性化するように支援する仕組みを整備すべきである。適格消費者団体等の構成員や活動に協力している人たちの中には、各界の専門家がおり、適格消費者団体等の活動を通じて多くの経験を蓄積している。こうした有能な専門家らの力が消費者行政の中で活かされる仕組みを作るべきである。